

6

税・公共料金等

(1) 自動車税・軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免

一定の要件に該当する身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者の方(以下「身体障害者等」といいます。)が日常生活を営むうえで不可欠な自動車等について、自動車税・軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免を実施しています。交付を受けている手帳等の種類、障害の区分及び等級等に応じて、以下の表から障害の程度について、「軽度以外の障害」か「軽度の障害」かを確認してください。

○ 身体障害者手帳の交付を受けている方

区 分	軽度以外の障害	軽度の障害
下 肢 不 自 由	1 級～3 級	4 級～6 級
体 幹 不 自 由	1 級～3 級	5 級
上 肢 不 自 由	1 級～3 級	4 級～6 級
脳 原 性 運 動 機 能 障 害	1 級～4 級	5 級・6 級
視 覚 障 害	1 級～4 級	5 級・6 級
聴 覚 障 害	2 級～4 級	6 級
平 衡 機 能 障 害	3 級	5 級
心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害	1 級～3 級	4 級
音声・言語、そしゃく機能の障害	3 級・4 級	—

○ 療育手帳等の交付を受けている方

療育手帳若しくは認定カードの交付を受けている方、子ども家庭センターもしくは障がい者自立相談支援センターが発行する証明書のある方、または精神保健指定医の診断書のある方が対象となります。(障害の程度は等級に関わらず軽度以外の障害として取り扱います。)

○ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める1級の障害の方で、かつ、自立支援医療受給者証の交付を受けている方が対象となります。(障害の程度は軽度以外の障害として取り扱います。)

※2級・3級の方は対象となりません。

○ 減免を受けることができる要件

所有者	運転者	障害の程度	使用目的
本人	本人	問いません	問いません
	家族	軽度以外の障害	身体障害者等のための利用
家族	本人	軽度以外の障害	問いません
	家族	軽度以外の障害	身体障害者等のための利用
		軽度の障害（18歳未満）	身体障害者等のための利用

※身体障害者等の家族とは、身体障害者等と生計を一にする方（身体障害者等と有無相助けて日常生活の資を共通にしている配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族の方）をいいます。

※減免の対象となる自動車等は、自家用自動車に限ります。（改造車の減免を除く。）

※減免を受けることができる自動車等は 1 人の身体障害者等について 1 台に限ります。

○ 申請期限について

	新たに自動車等 を取得する	既に自動車等を取得している	
		4月1日に 減免要件に該当	4月1日後に 減免要件に該当
対象税目	自動車税 （種別割・ 環境性能割） 軽自動車税 （環境性能割）	自動車税（種別割） 軽自動車税（種別割）	自動車税（種別割） 軽自動車税（種別割）
申請期間 ・ 期限	自動車等の登録日	賦課決定日以降 納期限まで	自動車税（種別割） 減免事由に該当することと なった日から 60 日以内 軽自動車税（種別割） 賦課決定日以降納期限まで

新たに自動車税（種別割）の減免を申請される方で、申請期限を過ぎて申請された場合、減免を受けることができる税額は、申請のあった日の属する月の翌月から月割りで計算した額となります。ただし、自動車税（環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）については、申請期限を過ぎた場合、減免を受けることができませんのでご注意ください。

○減免申請手続きについて

自動車等の所有者（取得者）及び運転者の形態等により、減免申請手続きに必要な書類等が異なります。
詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。

■自動車税（種別割）の減免申請にかかる手続き窓口

北河内府税事務所 TEL 072-844-1331
枚方市岡東町19番1号 ステーションヒル枚方オフィスB 9階

■軽自動車税（種別割）の減免申請にかかる手続き窓口

市民サービス部税制・市民税担当 TEL 072-813-1138

■登録（取得）時の自動車税（種別割・環境性能割）の減免申請にかかる手続き窓口

大阪自動車税事務所寝屋川分室 TEL 072-823-1801
寝屋川市高宮栄町13番2号

■登録（取得）時の軽自動車税（環境性能割）の減免申請にかかる手続き窓口

軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所内 軽自動車税（環境性能割）担当 TEL 072-604-2772
高槻市大塚町4丁目20番1号

（2）改造車の減免

身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車等や一般の自動車等に構造変更が加えられた自動車等（※1）について減免制度があります。

身体障害者等の利用に供するために、特別の仕様により製造された自動車等や、一般の自動車等に構造変更が加えられた自動車等

専ら身体障害者等の利用に供するための改造車（身体障害者等の専用車）※2

身体障害者等の利用に供するための改造車であるが、身体障害者等以外の者の利用にも併せて供される自動車等

自動車税
（種別割・環境性能割）
○減免できます
軽自動車税
（種別割・環境性能割）
○減免できます

自動車税（種別割）
×減免できません
軽自動車税（種別割）
○減免できます
自動車税・軽自動車税
（環境性能割）
○一部減免できます ※3

- ※ 1 特別の仕様により製造された自動車等や一般の自動車等に構造変更が加えられた自動車等とは、原則自動車検査証の「車体の形状」欄に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」「入浴車」と記載されている身体障害者等の利用に供するために必要な装置等を備えた仕様の自動車等をいいます。
- ※ 2 身体障害者等の利用に供するために改造した自動車のすべてが、減免の適用を受けられるわけではなく、当該自動車を身体障害者等の専用車として使用していることなどが条件になります。
- ※ 3 減免できる額は、当該自動車に係る特別の仕様又は構造変更に要した金額に自動車税・軽自動車税(環境性能割)の税率を乗じて得た額です。

○ 手続き等に関しては「(1) 自動車税・軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免」を参照してください。

(3) 所得税、住民税（市民税・府民税）及びその他の税の障害者控除について

種 類	内 容	対 象 者		控 除 等	窓 口
市民税 府 民 税	配偶者 控 除	一 般	・ 障 害 者 ・ 特 別 障 害 者 ・ 同 居 特 別 障 害 者	59 万 円 63 万 円 86 万 円	市 民 サ ー ビ ス 部 税 制 ・ 市 民 税 担 当
		老 人	70 歳 以 上 の 者 が 対 象 ・ 障 害 者 ・ 特 別 障 害 者 ・ 同 居 特 別 障 害 者	64 万 円 68 万 円 91 万 円	
	扶 養 控 除	年 少 扶 養	16 歳 未 満 の 者 が 対 象 ・ 障 害 者 ・ 特 別 障 害 者 ・ 同 居 特 別 障 害 者	26 万 円 30 万 円 53 万 円	
		一 般 扶 養	16 歳 以 上 の 者 が 対 象 ・ 障 害 者 ・ 特 別 障 害 者 ・ 同 居 特 別 障 害 者	59 万 円 63 万 円 86 万 円	
		特 定 扶 養	19 歳 か ら 22 歳 の 者 が 対 象 ・ 障 害 者 ・ 特 別 障 害 者 ・ 同 居 特 別 障 害 者	71 万 円 75 万 円 98 万 円	
		老 人 扶 養	70 歳 以 上 の 者 が 対 象 ・ 同 居 老 親 等 以 外 の 障 害 者 ・ 同 居 老 親 等 の 障 害 者 ・ 同 居 老 親 等 以 外 の 特 別 障 害 者 ・ 同 居 老 親 等 以 外 の 同 居 特 別 障 害 者 ・ 同 居 老 親 等 の 特 別 障 害 者	64 万 円 71 万 円 68 万 円 91 万 円 98 万 円	
	障 害 者 控 除	一 般 の 障 害 者 特 別 障 害 者		26 万 円 30 万 円	
	前 年 の 合 計 所 得 金 額 が 1 3 5 万 円 以 下 の 障 害 者			非 課 税	

種 類	内 容		対 象 者		控 除 等	窓 口
所 得 税	配偶者 控 除	一 般	・ 障害者 ・ 特別障害者 ・ 同居特別障害者		65 万円 78 万円 113 万円	税 務 署
		老 人	70 歳以上の者が対象 ・ 障害者 ・ 特別障害者 ・ 同居特別障害者		75 万円 88 万円 123 万円	
	扶 養 控 除	年 少 扶 養	16 歳未満の者が対象 ・ 障害者 ・ 特別障害者 ・ 同居特別障害者		27 万円 40 万円 75 万円	
		一 般 扶 養	16 歳以上の者が対象 ・ 障害者 ・ 特別障害者 ・ 同居特別障害者		65 万円 78 万円 113 万円	
		特 定 扶 養	19 歳から 22 歳の者が対象 ・ 障害者 ・ 特別障害者 ・ 同居特別障害者		90 万円 103 万円 138 万円	
		老 人 扶 養	70 歳以上の者が対象 ・ 同居老親等以外の障害者 ・ 同居老親等の障害者 ・ 同居老親等以外の特別障 害者 ・ 同居老親等以外の同居特 別障害者 ・ 同居老親等の特別障害者		75 万円 85 万円 88 万円 123 万円 133 万円	
	障害者 控 除	一般の障害者 特別障害者		27 万円 40 万円		
事 業 税	重度の視覚障害者が行う、あんま・はりきゅう・柔道整復等医業に類する事業				非課税	事 府 務 務 所 税
相 続 税	身体障害者、知的障害者、精神障害者が相続または遺贈により財産を取得した場合				満 85 歳に達するまでの年数 1 年につき 10 万円（特別障害者 20 万円）の税額控除	税 務 署
贈 与 税	特定障害者が特定障害者扶養信託契約に基づいて受ける信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方にあつては 6,000 万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方にあつては 3,000 万円までの部分				非課税	税 務 署

※ 特別障害者とは、身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級の方又は重度の知的障害の方等をいいます。

※ 特定障害者とは、特別障害者又は特別障害者以外の障害者のうち精神に障害のある方をいいます。

※ 配偶者控除については、納税義務者本人の合計所得金額が 900 万円を超えると控除額が逡減し、1,000 万円を超えると控除することができなくなります。

※ 住民税における配偶者控除及び扶養控除の年齢は、前年の12月31日現在の年齢です。また、住民税における障害者控除の適用については、前年の12月31日現在の状況により判断します。

※ 給与収入金額が850万円を超え、本人が特別障害者である者又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する者の総所得金額を計算する場合は、その者の給与収入金額(1,000万円を超える場合には1,000万円)から850万円を控除した金額の100分の10に相当する金額を給与所得金額から控除します。

(4) NHK放送受信料の減免

身体障害者手帳、療育手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯で、下記の対象に当てはまる世帯は、NHK放送受信料が免除されます。

	全額免除 [障害者の方を世帯構成員に有する場合]	半額免除 [障害者の方が世帯主で受信契約者の場合]
身体障害者	世帯構成員全員が市民税非課税	●視覚・聴覚障害者 ●重度(1・2級)の身体障害者
知的障害者	世帯構成員全員が市民税非課税	重度(A)の知的障害者
精神障害者	世帯構成員全員が市民税非課税	重度(1級)の精神障害者

受信料免除の申請手続き方法

- ① 申請書に必要事項を記入してください。
※ 申請書は障害福祉課やNHKの窓口にあります。

- ② 障害福祉課窓口に申請書を提出し、免除事由の証明を受け
てください。(該当の手帳と印鑑が必要です)
※ 申請については、NHKの窓口でも申請を受け付けます。
詳細はNHKまでお問い合わせください。

- ③ 証明を受けた申請書をNHKにご提出(郵送)してください。

- ④ NHKで免除事由を確認のうえ、折り返し「受理通知書」をお届けします。

問い合わせ先

NHKふれあいセンター
TEL 0570-077-077
FAX 045-522-3044

※受信料免除事由が消滅したときは、すみやかにNHKまでご連絡ください。

(5) マル優（非課税貯蓄）

障害者等に該当する人の貯蓄の利子等について、次の非課税制度があります。

○少額預金の利子所得等の非課税制度（通称、障害者等のマル優）

対象者	国内に住所のある個人で障害者等に該当する人 ※障害者等とは、遺族年金を受け取ることができる妻、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人
対象貯蓄	預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託及び一定の有価証券で、上記4種類の貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子

○少額公債の利子の非課税制度（通称、障害者等の特別マル優）

対象者	国内に住所のある個人で障害者等に該当する人 ※障害者等とは、遺族年金を受け取ることができる妻、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人
対象貯蓄	国債及び地方債で、その額面の合計額が350万円までの利子障害者等のマル優と別枠

窓 □

各取引金融機関

(6) 点字郵便物・点字ゆうパック

点字のみを掲げたものを内容とする郵便物は無料で送れます。
3kgを超える場合は半額になります。

窓 □

寝屋川郵便局 TEL 0570-057-547